平成２４年（再ロ）第２０号

京都市山科区川田山田15番地31

再生債務者　大久保英樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年７月１日まで

平成25年５月31日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第２０号

大阪府松原市北新町６丁目146番地の４、住民票上の住所堺市堺区大浜北町３丁５番18―401号

再生債務者　橋垣　康浩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月29日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第８号

新潟市東区木工新町440番地６　ロイヤルイーストヒル新川305

再生債務者　菊地　辰男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月30日　　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第１０号

熊本市南区城南町塚原1809番地４

再生債務者　福山　勝也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月30日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再ロ）第２号

大分県杵築市大字守江933番地８

再生債務者　栗田　公明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月31日

大分地方裁判所杵築支部再生係

平成２４年（再ロ）第２号

宮崎県都城市蓑原町2448番地２

再生債務者　上野　　淳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月31日

宮崎地方裁判所都城支部破産係

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。

平成25年６月10日　　神奈川県教育委員会

1　失効した免許状

(1)　種類及び授与番号

ア　中学校教諭一種免許状　国語　平12中１第20509号

イ　高等学校教諭一種免許状　国語　平12高１第21585号

ウ　小学校教諭二種免許状　平13小二種第0205号

エ　小学校教諭一種免許状　平16小一種第0133号

(2)　授与年月日及び授与権者

アイ　平成12年３月31日　東京都教育委員会

ウ　平成14年３月８日　神奈川県教育委員会

エ　平成16年10月20日　神奈川県教育委員会

(3)　本籍地　群馬県

2　失効年月日　平成25年４月26日

3　失効事由

教育職員免許法第10条第１項第１号該当

4　失効の対象となった者の氏名　島田　怜子

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年四月二十七日に終了しております。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年三月十一日

掲載頁　六十三頁（号外第四十八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載頁　二二三頁（号外第六十九号）

平成二十五年六月十日

神戸市東灘区住吉南町一丁目三番七号

（甲）株式会社流陽電機

代表取締役　山本　吉大

神戸市東灘区住吉南町一丁目三番七号

（乙）株式会社流陽システムソリューション

代表取締役　乾　　正博

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＪＵＫＩオートメーションシステムズ株式会社（住所東京都多摩市鶴牧二丁目一番地一）に対して当社の産業に関する権利義務を承継させることにしました。

本会社分割は、会社法第八百五条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため株主総会の承認決議は要しません。

効力発生日は平成二十五年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年四月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年三月十一日

掲載頁　六十三頁（号外第四十八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載頁　二二三頁（号外第六十九号）

平成二十五年六月十日

神戸市東灘区住吉南町一丁目三番七号

（甲）株式会社流陽電機

代表取締役　山本　吉大

神戸市東灘区住吉南町一丁目三番七号

（乙）株式会社流陽システムソリューション

代表取締役　乾　　正博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年三月十一日

掲載頁　六十三頁（号外第四十八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載頁　二二三頁（号外第六十九号）

平成二十五年六月十日

神戸市東灘区住吉南町一丁目三番七号

（甲）株式会社流陽電機

代表取締役　山本　吉大

神戸市東灘区住吉南町一丁目三番七号

（乙）株式会社流陽システムソリューション

代表取締役　乾　　正博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年三月十一日

掲載頁　六十三頁（号外第四十八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載頁　二二三頁（号外第六十九号）

平成二十五年六月十日

神戸市東灘区住吉南町一丁目三番七号

（甲）株式会社流陽電機

代表取締役　山本　吉大

神戸市東灘区住吉南町一丁目三番七号

（乙）株式会社流陽システムソリューション

代表取締役　乾　　正博

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＪＵＫＩオートメーションシステムズ株式会社（住所東京都多摩市鶴牧二丁目一番地一）に対して当社の産業に関する権利義務を承継させることにしました。

本会社分割は、会社法第八百五条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため株主総会の承認決議は要しません。

効力発生日は平成二十五年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年四月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年三月十一日

掲載頁　六十三頁（号外第四十八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月一日

掲載頁　二二三頁（号外第六十九号）

平成二十五年六月十日

神戸市東灘区住吉南町一丁目三番七号

（甲）株式会社流陽電機

代表取締役　山本　吉大

神戸市東灘区住吉南町一丁目三番七号

（乙）株式会社流陽システムソリューション

代表取締役　乾　　正博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました